

⑦ 施工管理費

施工管理費は、調査作業の出来形管理及び写真撮影等に要する費用である。

⑧ 営繕費

営繕費は、調査作業に必要な営繕施設に要する費用である。

特に調査地点の事情、大規模なボーリング等で営繕施設（現場事務所、現場宿舍等）が必要な場合及び弾性波探査等で火薬取扱所、火工所の設置が必要な場合に計上する。

⑨ その他

その他は、伐木補償及び土地の復旧等に要する費用である。

3) 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含むものである。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(2) 一般管理費等

一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。

1) 一般管理費

一般管理費は、当該調査業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該調査業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

2) 付加利益

付加利益は、当該調査を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

2 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等に基づき、解析、判定、工法選定等の業務を実施する費用である。

3 消費税相当額

消費税相当額は、調査業務価格に対する消費税相当額である。

第4 地質・土質調査業務費の積算方式

地質・土質調査業務費は、次の積算方式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{地質・土質調査業務費} &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) + (\text{消費税相当額}) \} \\ &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

$$\text{一般調査業務費} = \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \} \times \{ (1 + (\text{諸経費率})) \}$$

(令和8年7月22日以降積算基準日適用)

$$= \{ \text{対象額} \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \}$$

1 一般調査業務費

(1) 直接調査費

当該調査業務に必要な直接調査費を積上げて算定する。

直接調査費に係る各費目の積算は、次のとおりとする。

1) 直接人件費

直接人件費の算定は、所要人員に基準日額を乗じて求めるものとする。

① 所要人員

所要人員については、別に定める歩掛表によるもののほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

② 基準日額

基準日額は、別に定める「土地改良事業等単価表」によるもののほか、実情に即した賃金を採用するものとする。

2) 材料費

材料費の算定は、材料の数量に材料の価格を乗じて求めるものとする。

① 材料の数量

材料の数量は、標準使用量に運搬貯蔵及び施工中の損失量を実情に即して加算するものとする。

② 材料の価格

材料の価格は、実情に即した価格を採用するものとする。

3) 機械経費

機械経費の算定は、別に定める建設機械等損料表及び歩掛表によるほか、適正と認められる実績または資料により算定する。

(2) 間接調査費

当該調査作業に必要な間接調査費を積上げて算定する。

(3) 諸経費

諸経費は率を用いて算定するもので、その対象額は直接調査費と間接調査費の合計とし、対象額に別表-1より求めた諸経费率を乗じて得た額とする。

なお、地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合は、個々の積算基準に基づき業務費を算定し、合算するものとする。

2 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、別に定める「設計業務の価格積算基準」に準じて積算する。

3 安全費の積算

安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)または(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通誘導警備員、交通整理作業、掲示板、保安柵及び保安灯等や環境保全のための仮囲い等に要する費用のことをいう。

(1) 交通整理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対

(令和8年7月22日以降積算基準日適用)

策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = \{ (\text{直接調査費}) - (\text{直接経費}) \} \times (\text{安全費率})$$

安全費率は「表-1」を標準とする。

表-1 安全費率

場所 \ 地域	大市街地	市街地 (甲)	市街地 (乙) 都市近郊	その他
	主として現道上	—	10.0%	9.5%

注) 1 地域が複数となる場合は、地域毎の区間 (距離) を重量とし、加重平均により率を小数第1位 (小数第2位を四捨五入) まで算出する。

2 地域区分については、「測量編 [2] 一般測量 1-3-1 地域による分類、1-3-2 地形による分類」を参考とする。

3 調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2) (1) により難しい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

4 消費税相当額

消費税相当額は、調査業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

別表-1

地質・土質調査業務 諸経費率表

(1) 諸経費率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率または変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(2) 算定式

$$Z = A \times Y^b$$

ただし、Z：諸経費率 (単位：%)

Y：対象額 (単位：円) (直接調査費+間接調査費)

A、b：変数値

注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。